



2026年7月10日

各位

会社名 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アルコニックス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 手代木 洋
(コード: 3036 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員CSO 鈴木 匠
コーポレート部門長
TEL 03-3596-7400

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、会社法第370条及び当社定款第24条（取締役会の決議に代わる書面決議）に基づき、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて本日決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年8月5日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 19,100株
(3) 発行価額	1株につき 2,455円
(4) 発行総額	46,890,500円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 3名 9,300株 取締役を兼務しない執行役員 8名 9,800株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026年6月24日開催の第45回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度として、報酬限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とすること、及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」）に対して支給する譲渡制限付株式の付与報酬上限額を上記報酬枠額の範囲内にて年額80百万円以内とすること、譲渡制限付株式の付与の報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とすることをご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

当社の対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年5万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引

日の終値) とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計46,550,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）に対し、普通株式19,100株を付与することといたしました。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 11 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。

3. 本割当株式に係る契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2026年8月5日から2056年8月4日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、割当決議日を含む月から対象取締役等の退任又は退職日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の

時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第46期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,455円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上